

議長 決議はありませうか

議長 あり

議長 決議はありませうか
しるす

議長 青少年問題協議会委員のつてはしかにしるすか

議長 本件は青少年の流儀とする同意ありしるす」と民生局の主管となつて
しるす。かり厚生委員会の審議はかうなつてしるす。

議長 この委員は厚生委員の中 かり選任するのが適當であるか

議長 選任方ははとうしるすか 四番議員の意見もあり。厚生委員から
互選しるすか

議長 厚生委員の中 かり選任するのが 全議員のきめられたい
議長 厚生委員の長としるすか

議長

東京都西多摩郡福生町役場

議長 それでは厚生委員の長と決まらうか

議長 決まらうか 協議を主として決まるか

議長 先づ六番議員の指摘されたまうに協議を納められたいは二人
以上主として決まるか

議長 六番議員は 議決からか 議長は決まるか

議長 六番議員は 決まるか 議長は決まるか

議長 六番議員は 決まるか 議長は決まるか

議長 六番議員は 決まるか 議長は決まるか

議長 六番議員は 決まるか 議長は決まるか

議長 六番議員は 決まるか 議長は決まるか

議長 六番議員は 決まるか 議長は決まるか

議長 六番議員は 決まるか 議長は決まるか

オ大島 全員は好ましくない二人かあり

オ正番 総務の正副 各委員長としてなそうか

オ正番 投票するかわい

賛成

議長 投票することとし 速にすることを決す 決はあり 決せんか

決せんか

議会 主令としてオ大島 オ正番 議員と投票

書に投票用紙を交付す

用紙の配布左の通り

投票人員三十三人

有効投票 三十三票

各投票者の氏名左の通り

一票 沼井 明

二票 井上頼太郎

四票 米泉 薫

一票 石川信義

七票 設楽美知

三票 森田幸藏

一票 村尾四郎

四票 並木 秀

二票 村尾種吉

一票 中森興一

四票 山下幸三

一票 石川常太郎

二票 瀬古清藏

三票 大久保一郎

四票 森田 一

四票 田村 一

二票 高橋 彦 市

議長 右の内 有効投票の最も多い者たる 設樂 美知 君と 同票者 堀 人 (米泉 董、山下 幸三、並木 久、森田 一、田村 一) の内 かりぐらう 堀 人 山下 幸三 並木 久 森田 一 田村 一 の内

議長 町村会 締連 委員八人 をきめることになりました。かとうします。 才五番 町 議長と常任 委員六人 としてはどうか

賛同 氏 〳

議長 とうとうに決定いたしました。

才六番 代表として 挨拶 申します。 以上 立会 代 員に 選任 されま した。か 自治 体の 精神 は 基に 公正に 執行 になり たいと 存 います。 〳の ありたい 協力 を おねがい いたします。

東京都 西多摩郡 福生町 役場

才五番 町 議長 今 午 町 長 協 会 委 員 に 選 任 され ました。か 〳の 協 会 の 性 格 に かんがみ 大いに 努力 を しようと 存 します。

町 長 三 十 年 度 の 業 務 計 画 を 原 則 通 り 決 定 ね かつ あり かつ 〳の ありたい 厚く 礼 申 上 げ ます。 これ が 執 行 に あり たい しては 〳の 見 解 は よく 尊重 して 実 施 に あり たい と 存 じ ます。 〳の ありたい 協力 を おねがい いたします。

議長 会 議 録 署 員 を 指 名 いた します。

才四 番

才五 番

才六 番

〳の ありたい せんが

田 村 氏 〳

議長 〳の ありたい せんが

議長（午後七時十分）議事は全部終了しましたこれを以て第一回は
例会を閉会いたしました
右会議の類末を記録しその相違点二つを証するを以て茲
に署名する

昭和三十一年三月十三日

福生町議会

議長 田村利

議員 設楽美知

議員 飯野富十郎

議員 石川信義

昭和三十一年三月十三日執行

昭和三十一年三月十三日執行

昭和三十一年度臨時出納検査

立会議員選挙投票中

議長（午後七時十分）議事は全部終了したとこれを以て第一回は
例会を閉会したとす

右会議の議事を記録しその相違点などを証するものとして
に署名する

昭和三十一年三月三十一日

摩郡福生町役場

電話 福生四番・四四番・四二四番

昭和三十一年三月二十九日 田臨時会

福生町臨時議会々議録

昭和三十一年五月二十九日第二回福生町臨時議会を福生町役場に開会す

出議議員は左の通りである

第一番渡井 明 第二番井上頼太郎 第三番米泉 薫

第四番石川信 義 第五番飯野富十郎 第六番設樂美知

第七番森田幸藏 第八番田村利一 第九番村尾四郎

第十番並木 秀 第十一番高橋三郎 第十二番村尾種吉

第十三番森田誠重 第十四番中西虎藏 第十五番中森号一

第十六番山下幸三 第十七番清水晃市 第十八番石川常太郎

第十九番瀬古清藏 第二十番大久保一郎 第二十一番田村祐一

第二十二番西村光人 第二十三番高橋孝市

地方自治法第二百一十条の規定により、会議の事件説明のため

議長から出席を求められ出席した者は左の通りである

町長 木村 田 幸 造 助役 川 澄 金 吉

総務課長 大野 忠 一 税務課長 貴井 兵次 民生課長 橋本 厚 藏

産業課長 木村 田 恒 土木課長 高木 求 木道課長 奥田 真

本会の書記は左の通りである

書記 田村 忠雄 日 上 野重勝 日 大久保 林 作

議長 (午後一時十五分) これより第二回臨時議会を開会いたします

議長 議事第三十三号 以上提出します

議事第三十三号 福生町印鑑条例設定について

書記朗読

大野課長 従来印鑑事務は東京郡印鑑条例に基づいて取扱つてきた
りつて、かこり条例 七月一日から止となり、そのころよりな
固有事務は町自体の条例にある扱ふことが妥当なりと云う

東京都西多摩郡福生町役場

見地から町名郡 から準則」が示されたのでこれにあつて本案
を提出した次第であります

第三番(総務課長) 本案は重要問題につき二十五日及二十五日の二回委員会

を同じき慎重審議の結果原案を適当と見とめられた

又大審附則二項について伺いたい

大野課長 附則二項は条例八条に該当する印鑑は二年以内に登録

変更の申請をしなければ消除するにとり、ましてこれは

八条の(一)から八号迄該当する印鑑です

議長 本案には異議はありますか

浩場

異議なし

議長 決案は、決案のとみとめ、決案第三十三号は原案通り決定し

たします

議長 議事第三十三号 以上提出します

議事第三十三 事業所貸与について

書記朗読

町長 本郡全域を所管する蚕業技術指導所が設けられて
駐在員が三名おります。福生町の交通の便からして最も
適当であるから事務所を貸してもいいだろう話がありまし
たのである。役場構内にあるこの建物を貸すことに
いたしましたと思ひます。

才三番(総務委員長) 三十一の委員会に知られましたのを検討の結果
承認いたしました。

議長 本軍には異議はありませんか

満場

異議なし

議長 是等決かりましたものとす。決まり第三十三号はるる事通り決定し
たします。

東京都西多摩郡福生町役場

議長 議事第三十四 ことばつたし

議事第三十四 国民健康保険運営協議会委員の募集について

書記朗読

助役 この運営委員は各届区を代表する委員が八人ありまして一
年毎に半数ずつ改めることになっております。今本軍
と打ち合わせました。

才三番(厚生委員長) 本軍について本日前中委員会におき、慎重検
討の結果公平の立場から候補者を詮衡いたしました。

才三番 本軍には異議はないか残る人を知りたい。

助役 公を代表者として中井孝一、山下幸三

医師代表者として山田正礼

被褥陰石代表として斎藤哲一

以上四人です。

議長 中津には異議はありませんか

満場 異議なし

議長 此異議がないものとみなす(決議第三十二号)は予當選し決定しなす

議長 決議第三十号」を上げなす

決議第三十号」上水道第三水源き井工事につて

書記朗読

町長 現在第三水源はフルに還給してようやく供給量におつく状態
で第三水源を物色してありなす 場内は福生二に
地帯谷戸の国有地でありなして旧道路敷の一部として
約八十二坪 残るあり 此れと交換して一回坪を町に
もらつて第三水源としたり考ありなす 賦課としては不
起債の内報がありなす(これを充てる予定す)

東京都西多摩郡福生町役場

議長 中津には異議はありませんか

満場 異議なし

議長 此異議がないものとみなす(決議第三十号)は予當選し決定し
なす

議長 決議第三十六号」を上げなす

決議第三十六号」廃道敷柵下につて

書記朗読

町長 本町第三十六号」と関連とありなして柵下價格につては

井上さんと話かすなりありなす」町の方へ一〇坪をうける

ことになりなす」 差額につては坪が千円で地主田村

さんと耕作者の方へ話かつてつる趣意す

議長 中津には異議はありませんか

満場 異議なし

議長 市界線からいものとみえ、議事録三三六号「はる市界線」
決定いたしました」

議長 議事録三三七号「正上提ったしです」

議事録三三七号「町道変更について」

書記朗読

助役 これは無印の七〇六番地の地所、所有者若々兒島信一氏
です。がこの遠縁に当る人の兒島駒之助さんという人が
おり、生活保護をうけてゐる人で近所、でめんどうをみる
衆をたてゐることにしたか土地をかす人かなつて信一
氏の地所にたてることにするなり、町道のつけかゝりか中要
となつたりかあり、です。市界線、にうけるは土木委員会でも
已むを得ないであらうと、承認をうけておいて、です。

九番支障 がある衆が二軒、あつた筈だが

東京都西多摩郡福生町役場

高木木護 田中春吉、林ユキ子の二軒、ですが裏本戸があるから
抑へたり、でも交通上支障はなつと思つます。

九番(土木委員) 本界線については現地を視察して新 道をつくるも
支障 かなつとみとめました。

十四番 二人は衆が七人あり、精神 異常者、近所、でもなつと
かしなつと迷惑するもの、是非、二のあうに言現してやりたい
て、番 兒島さんは貧困なと云うが、私もよ人事情を知つてゐるが
農事委員会にある書美から見ても二反歩余の農地
を「手」ばなす、ことにあつて、二十一日の金が入ることになつて
いる。現在の衆は林さんの地所にたつてゐるが小農のた
め、家庭の状態も非常にゆるい状態にある。
近所の人も同様、といふか、今後も一層、めんどうをみるやう
に思つてゐる。」